

令和8年度第3回理事会議事録

日時：令和8年7月18日(土) 13時30分～15時50分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：18名 監事：2名 合計20名

II 理事の出欠確認

出席理事 17名

会長 宮園幸江（代表理事）

副会長 谷川智子

副会長 渡邊和代

専務理事 宮園君子

常任理事 上村聡美

職能理事 吉村理恵子、井上尚美、原田昌子、尾堂将志

地区理事 大脇吉子、海江田美千代、中園ゆきみ、尻無濱由紀子、
増田いづみ、後平里奈子、榮梢

外部理事 吉見昭文

欠席理事 1名

准看護師理事 榎木田美代

III 監事の出欠確認

出席監事 2名

柳田千草、岩切至久

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事17名（会長＝議長は除く）のうち16名の出席は、議決に加わることができる理事17名の過半数9名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 令和9年度事業に係る県知事への予算等要望書について

会長、渡邊副会長、専務理事、常任理事が要望事項1～要望事項5、その他要望事項について資料に基づき説明。

「要望事項1 看護職員の確保・定着支援について 2. 看護職が安心して働き続けられるための病児保育支援の強化について」は、県は既に医療機関に病児保育を運営するための働きかけを行っているが医療機関側からの希望が出てきていない旨を説明。

出席理事から以下の意見があった。

- ・ 病児保育の必要性は強く感じる。県は医療機関への働きかけを行っているとのことであるが、どのような働きかけを行っているのか知りたい。
- ・ 働く人が気兼ねなく休めることができる環境を整備することの方が必要。
- ・ 医療機関からの希望が出てこないことについての実態を調査し、要因を把握した上で新たな対応を検討すべき。
- ・ 市からの要望を受け、市内で働く医療関係者が利用できる病児保育所を開設した。県から市町村へ、市町村から病院へ働きかける方法もあるのではないか。

会長は、次のように回答した。

このことについては、いただいた意見を踏まえ、要望を行うかどうかも含めて再検討したい。また、このこと以外の件も含めて、執行部一任とさせていただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 事業推進の体制及び役割について

専務理事は次のように説明した。

このことについては、当協会の活動を見える化するため、会員にわかりやすい事業計画を作成できるよう5月の理事会から説明させていただいている。総会において、重点政策として3つの柱をお示しし、限られた予算や人材を活用しながら、わかりやすい事業計画を作成していくための体制及びスケジュールをお示ししているが、まだ完成されたものではないので、皆様方の意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 国民の保護に関する業務計画について

会長は次のように説明した。

この計画は、テロなどの緊急事態が発生した場合に、指定地方公共機関等が国民の生命や身体を保護するための具体的な行動計画である。今回は、特にこの計画に修正等があるわけではなく、新たに就任された理事の皆様方もおられることから、改めて説明させていただいたところである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 鹿児島県看護研修会館整備基本構想に基づく今後の取組みについて

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

鹿児島県看護研修会館あり方検討委員会での協議結果を踏まえ、会館の利活用を図るための具体的な整備内容等について取りまとめた鹿児島県看護研修会館整備基本構想に基づき今後の整備を進めていくことについて、先般の通常総会で承認されたところである。

今後、具体的には、現会館については、当面、現会館を継続的に使用していくために、必要最低限の修繕等を実施したうえで、会館の適切な維持管理を行い、そのために、修繕工事等の詳細なスケジュールを作成し、早期の着工に努めたいと考えている。

新会館については、今後、5年程度、当協会の財政状況を見極めた上で、整備計画を作成することとしているが、その間、県や市町村等への公的支援の要請や他団体との共同整備の検討も行うこととしている。

経営基盤強化の取組については、現在の協会の財政運営の状況や今後の会員数の見通しなどを踏まえれば、協会の財政運営の基盤強化と安定化に向けた早急な取組みが必要であることから、既に取り組んでいるものもあるが、今後様々な取組みを行うこととしている。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 規則・規程の改正について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

「地区規約の改正」について。先般の総会において議決された定款の一部改正により協会が実施する事業の整理が行われたことから、地区規約第4条で定める事業についても同様に整理するものである。

「事務局組織規程の改正」について。総会資料にも添付したが、令和8年度の当協会の事務局組織図については、現在の実態に合わせて整理したものであり、現行の事務局組織規程を実態と合わせるためこの組織図と整合性をとり今回改正するものである。

「職員給与規程の改正」について。優秀な人材の確保や職員の家族を養う経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため福利厚生の一環として扶養手当を支給するため規程を改正するものである。手当額は、九州各県協会等の状況を参考に、配偶者が月額6,000円、満18歳未満である子については、1人につき月額5,000円としている。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 総会の議決に伴う各種規程等の改正等について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

先般の通常総会において、第5号議案 定款の一部改正、第7号議案 入会金及び会費の額の変更が議決されたことに伴い、令和8年3月14日の理事会において既に承認されている定款施行細則の改正、入会金規程の改正、賛助会員規程の新設については、正式に施行されることとなる。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援関係

1) 会員の推移等について

会員数の減少傾向が著しいが、中でも継続者の減少傾向が大きい。年代別の状況を見ると、これまで、44歳までの会員数の減少を45歳以上が支えてきたが、昨年度は、49歳以下の減少を50歳以上で支える状況に変わってきた。これらの減少傾向に歯止めをかけるため、今回九州各県の退会方法を調査し、大分県の例に習い本県の退会届の様式に看護管理者の署名・押印欄を設け施設所属の会員について適用することとしたい。

出席理事から以下の意見があった。

- ・ 施設会員という定義がなく、退会希望者は、自分が施設会員なのかがわからない。
- ・ 看護管理者としては、自分の施設の退会の状況、特に退会する理由について把握しておきたい。
- ・ 自由意志により入会している施設については、退会時のみ施設管理者の署名等が必要ということについては、反発が予想される。

副会長は、次のとおり回答した。

大分県の状況等を確認して、改めて検討したい。また、退会理由の内容についてもしっかりと検討していきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) メーリングリスト登録の周知について

専務理事は次のとおり説明した。

災害時の被災状況報告等で使用する会員施設のメーリングリストへの登録は、これまで、会員施設管理者あての依頼を行い、看護かごしまにも掲載して呼びかけたが、現在35%程度と低い状況である。各地区長の皆様には、未登録施設の状況をお配りしているが、今後もそれぞれの組織において呼びかけを行ってもらうために参考となるペーパーを作成し、お配りしたいと考えているのでご協力をお願いしたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

1 基本方針（今回はなし）

2 事業推進に関する事項

- 1) 令和8年度公益社団法人鹿児島県看護協会通常総会の運営報告
- 2) 就職ガイダンスについて

3) 地区別法人会員連絡会について

3 管理的事項

1) 理事会の議事録(第1回・第2回)

4 会員支援関係

1) 令和8年度の会員加入状況について

5 その他

(1) 職能委員会報告(書面報告)

(2) 地区報告(書面報告) (3) 委員会報告(書面報告) (4) 地区長情報交換会報告(口頭報告)

(5) 他団体会議報告(書面報告) (6) 出張報告(県外)(書面報告)

V その他

1) 台風災害時における研修の取扱いについて

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、15時50分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和8年7月18日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事(会長)

宮藤 幸江



監 事

岩切 至久



監 事

柳田 千草

